

# 第5期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月24日(木曜日)  
午前10時(受付開始：午前9時)

場所

常陽銀行 本店8階会議室  
茨城県水戸市南町二丁目5番5号

第5期定時株主総会会場は、水戸市の常陽銀行本店  
となっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」  
をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

## 【ご来場自粛のお願い】

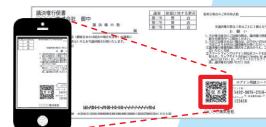
新型コロナウイルスの感染拡大が続いて  
おります。多くの株主の皆さまが集まる  
**株主総会は、集団感染のリスクが  
あります。** 議決権の行使は郵送または  
インターネット等で行い、当日のご来場  
は、感染の回避のため自粛をご検討くだ  
さい。なお、本総会における感染予防の  
対応に関する詳細は下記ウェブサイトで  
ご確認ください。

## 目次

第5期定時株主総会招集ご通知……………	2
(株主総会参考書類)……………	5
<b>議 案</b> 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)7名選任の件 (添付書類)	
第5期事業報告……………	12
連結計算書類……………	49
計算書類……………	51
監査報告書……………	53

## 議決権行使が簡単に！

スマートフォンからQR  
コード®を読み取ること  
で、議決権を簡単に行使  
いただけます。



詳しくはP4へ

## ごあいさつ



取締役社長  
笹島 律夫

取締役副社長  
清水 和幸

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

地域金融機関を取り巻く経営環境は、長引く金融緩和政策や他業態の参入など、預金や貸出金といった伝統的な銀行業務において厳しさを増しています。さらに新型コロナウイルス感染症の流行は、経済活動に大きな影響を及ぼすとともに、私たちの生活や行動態様に変化をもたらしました。

このような中、当社グループは、2019年4月にスタートさせた第2次グループ中期経営計画のもと、目指す姿に「地域の未来を創造する総合金融サービスグループ」を掲げ、各種施策を展開しております。一段と多様化する地域のお客さまの課題解決に向け、デジタル技術の活用やコンサルティング機能の発揮を通じ、お客さまの更なる成長支援と新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまの支援に全力で取り組んでおります。当社グループは、これらの円滑な金融サービス機能の提供により、地域経済の持続的成長（SDGsの達成）に貢献してまいります。

今後とも、お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまのご期待に添えるよう、グループの創意を結集し、地域のゆたかな未来の創造に向けて邁進する所存でございますので、一層のご厚誼ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月吉日

株式会社めびきフィナンシャルグループ

取締役社長 笹島 律夫

取締役副社長 清水 和幸

(証券コード 7167)

2021年6月1日

株主各位

東京都中央区八重洲二丁目7番2号

株式会社めぶきフィナンシャルグループ

取締役社長 笹島 律夫

## 第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、事前に郵送またはインターネット等で議決権の行使をいただき、株主総会当日のご来場を自粛していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時	2021年6月24日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所	茨城県水戸市南町二丁目5番5号 常陽銀行 本店8階会議室 (当社の水戸本社所在地である水戸市を株主総会の開催場所としております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告事項           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第5期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>2. 第5期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件</li> </ol> </li> <li>● 決議事項</li> </ul> <p><b>議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件</b></p>

今回の株主総会での中継会場の設置、及びご出席の株主さまへのお土産の用意はございません。何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 4. 議決権行使等についてのご案内

 <p><b>株主総会ご出席による 議決権行使</b></p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただき、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。</p> <table border="1"><tr><td><b>開催日時</b></td><td><b>2021年6月24日(木)</b> 午前10時 (受付開始 午前9時)</td></tr></table>	<b>開催日時</b>	<b>2021年6月24日(木)</b> 午前10時 (受付開始 午前9時)	 <p><b>郵送による 議決権行使</b></p> <p>同封の「議決権行使書用紙」に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお同封の記載面保護シールをご利用ください。</p> <table border="1"><tr><td><b>行使期限</b></td><td><b>2021年6月23日(水)</b> 午後5時到着分まで</td></tr></table>	<b>行使期限</b>	<b>2021年6月23日(水)</b> 午後5時到着分まで	 <p><b>インターネット等による 議決権行使</b></p> <p>次頁を参照のうえ、「ログインID・仮パスワードを入力する方法」「QRコードを読み取る方法」のいずれかの方法により行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。</p> <table border="1"><tr><td><b>行使期限</b></td><td><b>2021年6月23日(水)</b> 午後5時まで</td></tr></table>	<b>行使期限</b>	<b>2021年6月23日(水)</b> 午後5時まで
<b>開催日時</b>	<b>2021年6月24日(木)</b> 午前10時 (受付開始 午前9時)							
<b>行使期限</b>	<b>2021年6月23日(水)</b> 午後5時到着分まで							
<b>行使期限</b>	<b>2021年6月23日(水)</b> 午後5時まで							

詳細は次ページを参照ください

- (1) 重複行使の取扱い  
議決権行使書面の郵送とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。  
また、インターネット等で複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (2) インターネット開示事項について
  - A. 下記①から③までの事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ① 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」
    - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
    - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①から③までの事項となります。また、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記②及び③の事項となります。
  - B. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。
- (3) 株主総会当日の模様について総会終了後（当日17:00～予定）に当社ウェブサイトにて配信を予定しております。配信に関するお問合せにつきましては下記までお願いいたします。  
株式会社めぶきフィナンシャルグループ 経営管理部総務G 電話029-300-2737（受付時間 平日9:00～17:00）

当社ウェブサイト <https://www.mebuki-fg.co.jp/shareholder/stock/generalmeeting.html>

以上

- 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主さまに委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## 1 議決権行使ウェブサイトについて

- インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は株主さまの負担となります。

### ◎携帯電話をご利用の場合

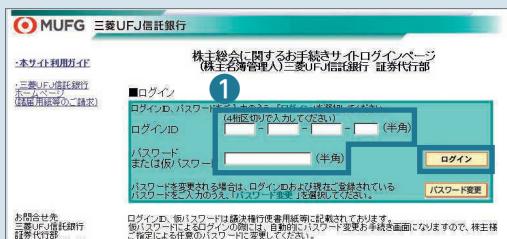
- ※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。



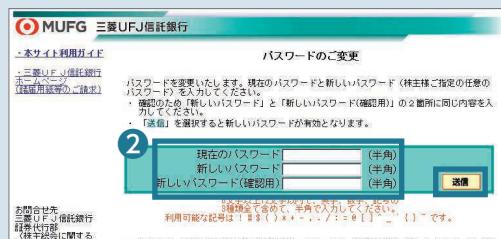
## 2 インターネット等による議決権行使方法について

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



- 2 株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。



### QRコードを読み取る方法



- ! スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

二回目以降のログインの際は上記のログインID・仮パスワードを入力する場合に記載のご案内に従ってログインしてください。詳しくは同封のチラシをご確認下さい。

システム等に関する  
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)  
電話 **0120-173-027** (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

### 機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。

### 議案及び参考事項

#### 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、当社は取締役の報酬・選任について客観性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として「コーポレート・ガバナンス委員会」を設置しており、取締役候補者の選任にあたりましては、同委員会の審議を経て取締役会にて決定しております。

同委員会は、社外取締役（子銀行の社外取締役を含みます。）が過半数を占めるとともに、委員長を社外取締役としております。

#### ■取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任に関する監査等委員会の意見

監査等委員会において、取締役会の諮問機関であるコーポレート・ガバナンス委員会の審議に参加した監査等委員（社外取締役）からの報告を受け、本議案の内容を協議した結果、特に指摘する事項はございません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名		当社における現在の地位及び担当	取締役会への出席状況 (2020年度) (※注1)
1	ささ じま りつ お 笹 島 律 夫	再任	取締役社長（代表取締役）	100% 12回／12回
2	し みず かず ゆき 清 水 和 幸	再任	取締役副社長（代表取締役）	100% 10回／10回 (※注2)
3	あき の てつ や 秋 野 哲 也	再任	取締役 経営企画担当（経営企画部）	100% 12回／12回
4	ない とう よし ひろ 内 藤 善 寛	再任	取締役 経営管理、リスク管理、情報セ キュリティ担当、グループマネ ーローディング等防止統括責 任者（経営管理部）	100% 10回／10回 (※注2)
5	の ぎき きよし 野 崎 潔	新任	—	—
6	おお の ひろ みち 大 野 弘 道	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	100% 12回／12回
7	しゅ よし み 朱 純 美	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	100% 12回／12回

- (注) 1. 上記のほか、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。  
2. 清水和幸氏（候補者番号2）および内藤善寛氏（候補者番号4）は2020年6月24日当社取締役就任につき、就任以降の取締役会への出席状況を記載しております。



1 ささ じま りつ お  
**笹 島 律 夫** 1958年3月3日生

所有する当社の株式の数：76,215株

再任

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月	株式会社常陽銀行 入行	2011年6月	同 執行役員 経営企画部長
2000年7月	同 経営企画部次長	2013年6月	同 常務取締役
2005年6月	同 経営企画部副部長	2016年10月	当社 取締役（経営企画担当）
2006年6月	同 郡山支店長	2017年6月	株式会社常陽銀行 専務取締役
2008年4月	同 市場金融部長	2018年6月	当社 取締役社長（現任）
2009年6月	同 経営企画部長		株式会社常陽銀行 取締役頭取（現任）

重要な兼職の状況 株式会社常陽銀行 取締役頭取

● 候補者とした理由等

2013年6月に常陽銀行常務取締役に就任して以降、同専務取締役、当社取締役、2018年6月より当社取締役社長及び常陽銀行取締役頭取を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役（監査等委員である取締役に除きます。以下、同義です。）候補者いたしました。



2 し みず かず ゆき  
**清 水 和 幸** 1961年9月11日生

所有する当社の株式の数：51,647株

再任

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社足利銀行 入行	2015年4月	株式会社足利ホールディングス 執行役 経営企画部長
2004年10月	同 財務企画本部チーフマネージャー		株式会社足利銀行 常務執行役
2006年6月	同 企画室長	2016年6月	株式会社足利銀行 常務取締役
2008年6月	同 総合企画部長	2016年10月	当社 取締役（経営管理・リスク管理・情報セキュリティ担当）
2008年7月	株式会社足利ホールディングス 経営企画部長（兼務）	2017年6月	当社 取締役（地域創生担当）
2009年1月	株式会社足利銀行 栃木支店長	2018年6月	株式会社足利銀行 専務取締役
2010年6月	同 宇都宮中央支店長	2019年6月	当社 執行役員（地域創生担当）
2012年4月	同 執行役員 営業推進部長	2020年6月	当社 取締役副社長（現任）
2012年6月	同 執行役員 営業企画部長		株式会社足利銀行 取締役頭取（現任）
2014年4月	株式会社足利ホールディングス 執行役 経営管理部長		
	株式会社足利銀行 執行役		

重要な兼職の状況 株式会社足利銀行 取締役頭取

● 候補者とした理由等

2014年4月に足利ホールディングス及び足利銀行執行役に就任して以降、足利銀行常務執行役、同常務取締役、同専務取締役、当社取締役、2020年6月より当社取締役副社長及び足利銀行取締役頭取を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。



**3** あきの 野 哲也 1963年5月23日生 **再任**

所有する当社の株式の数：49,580株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4月	株式会社常陽銀行 入行	2016年10月	当社 経営管理部担当部長	
2006年 3月	同 経営管理部付	2017年 6月	当社 経営企画部統括部長	
2008年 6月	同 営業統括部次長		株式会社常陽銀行 執行役員 経営企画部長	
2011年 6月	同 営業統括部副部長		2018年 6月	当社 取締役 (経営企画担当) (現任)
2012年 6月	同 下妻支店長			株式会社常陽銀行 常務取締役
2013年 6月	同 リスク統括部長		2020年 6月	株式会社常陽銀行 取締役常務執行役員 (現任)
2015年 6月	同 人事部長			
2016年 6月	同 執行役員 人事部長			

**重要な兼職の状況** 株式会社常陽銀行 取締役常務執行役員

● 候補者とした理由等

2018年6月より当社取締役及び常陽銀行常務取締役、同取締役常務執行役員を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。



**4** ないとう よしひろ 1963年12月5日生 **再任**

所有する当社の株式の数：24,347株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4月	株式会社足利銀行 入行	2016年 4月	同 執行役員 人事部長	
2008年 4月	同 太田南リテールセンター支店長	2016年10月	当社 経営管理部担当部長	
		2017年 6月	当社 経営管理部統括部長	
2010年 6月	同 白岡支店長		株式会社足利銀行 執行役員 リスク統括部長	
2012年 4月	同 上三川支店長		株式会社足利銀行 常務取締役	
2013年 6月	同 市場国際部長	2019年 6月	2020年 6月	当社 取締役 (経営管理・リスク管理・情報セキュリティ担当、グループマネーローディング等防止統括責任者) (現任)
2015年 2月	株式会社足利ホールディングス 経営管理部担当部長			株式会社足利銀行 取締役常務執行役員 (現任)
	株式会社足利銀行 人事部長兼研修室長			
2015年 4月	株式会社足利銀行 人事部長			

**重要な兼職の状況** 株式会社足利銀行 取締役常務執行役員

● 候補者とした理由等

2019年6月より足利銀行常務取締役、2020年6月より当社取締役及び足利銀行取締役常務執行役員を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、引き続き当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。



5 **野崎 潔** 1963年4月24日生 **新任**

所有する当社の株式の数：53,449株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月	株式会社常陽銀行 入行	2017年6月	株式会社常陽銀行 執行役員 営業推進部長
2006年6月	同 経営企画部次長	2018年6月	同 常務執行役員 営業推進部長
2011年6月	同 郡山支店長		株式会社足利銀行 取締役 (非常勤)
2013年6月	同 市場金融部長	2020年6月	株式会社常陽銀行 取締役常務執行役員 (現任)
2015年6月	同 経営企画部長		
2016年6月	同 執行役員 経営企画部長		
2016年10月	当社 経営企画部統括部長		

重要な兼職の状況 株式会社常陽銀行 取締役常務執行役員

● 候補者とした理由等

2020年6月より常陽銀行取締役常務執行役員を務めているほか、2018年6月から2020年6月まで足利銀行取締役を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有しており、当社の経営に貢献することが期待できると考え、取締役候補者となりました。



6 **大野 弘道** 1956年8月11日生 **再任**  
**社外** **独立**

所有する当社の株式の数：一株

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月	味の素株式会社 入社	2017年6月	味の素株式会社 取締役常務執行役員 退任
2004年3月	同 財務部長		一般社団法人日本IR協議会 理事 退任
2007年6月	同 執行役員		年金積立金管理運用独立行政法人運用委員会委員 退任
2011年6月	同 取締役常務執行役員 (財務・購買担当)	2019年6月	当社 社外取締役 (現任)
	一般社団法人日本IR協議会 理事	2020年6月	東京瓦斯株式会社 社外監査役 (現任)
2013年4月	年金積立金管理運用独立行政法人運用委員会委員		

重要な兼職の状況 東京瓦斯株式会社 社外取締役就任予定

● 候補者とした理由及び期待される役割の概要等

大手食品会社の経営者としての経験及び幅広い見識を有していることから、引き続き当社の経営全般にわたり、適切な指導・助言をいただくことが期待できると考え、社外取締役候補者となりました。同氏には、企業経営者としての経験及び幅広い見識を活かし、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。



7	しゅ <b>朱</b>	よし <b>純</b>	み <b>美</b>	再任
	1969年3月7日生			社外 独立
所有する当社の株式の数：一株				

● 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2000年8月	J Pモルガン証券株式会社	入社	2012年10月	同	コントロールオーバーサイト部長
2006年6月	同	コンプライアンス部コントロールルーム統括	2014年1月	同	退職
2012年5月	同	マネジングディレクター	2014年2月	株式会社コアバリューマネジメント	入社
			2016年11月	同	代表取締役副社長（現任）
			2019年6月	当社	社外取締役（現任）

重要な兼職の状況 株式会社コアバリューマネジメント 代表取締役副社長

● 候補者とした理由及び期待される役割の概要等

グローバル金融機関での豊富な勤務経験と上級幹部としての経験と実績、また、企業幹部育成に関する幅広い見識を有していることから、引き続き当社の経営全般にわたり、適切な指導・助言をいただくことが期待できると考え、社外取締役候補者といたしました。同氏には、これまでの経験と専門的見識を活かし、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大野弘道氏及び朱純美氏は、社外取締役候補者であります。なお、各氏は当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしているほか、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当社は、大野弘道氏及び朱純美氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき現在各氏と締結している会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、1,000万円以上のあらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（当社、株式会社常陽銀行、株式会社足利銀行の全取締役及び全執行役員）が負担することになる損害賠償金（判決金額、和解金等）・争訟費用（訴訟費用、和解・調停費用等）の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## <ご参考> 社外取締役の独立性基準

当社における「社外取締役の独立性基準」は以下のとおりです。

### ○当社「社外取締役の独立性基準」

独立性を有する社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役としての法的要件を満たし、かつ、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当社の主要株主（直接または間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」といいます。）
- (2) 当社グループを主要な取引先とする者（次のア～イに掲げる者でその親会社もしくはその重要な子会社を含む。）、またはその業務執行取締役等
  - ア. 直近の事業年度における連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けている者
  - イ. 当社グループから受ける融資残高が最上位となっている者で、かつ他の調達手段により短期的に代替が困難と判断される場合
- (3) 当社グループの主要な取引先（次のア～イに掲げる者でその親会社もしくはその重要な子会社を含む。）、またはその業務執行取締役等
  - ア. 当社グループに対して、直近の事業年度における当社連結業務粗利益の2%以上の支払いを行っている者
  - イ. 当社グループが、その資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等
- (4) 当社グループから、過去3年平均にて年間1,000万円を超える寄付等を受けている法人・団体等の理事その他の業務執行取締役等
- (5) 当社グループから、役員報酬以外に過去3年平均にて年間1,000万円以上の報酬その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人・団体等である場合は、当該法人・団体等に所属する者を含む。）
- (6) 過去3年間に於いて、上記（1）から（5）の条件に該当する者
- (7) 当社グループとの間において社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- (8) 本人の配偶者または二親等以内の親族が、上記（1）から（7）の条件に該当する者
- (9) その他、当社的一般株主全体との間で上記（1）から（8）において考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

以上

## 1. 当社の現況に関する事項

### 1 企業集団の事業の経過及び成果等

#### 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社常陽銀行（以下、「常陽銀行」といいます。）及び株式会社足利銀行（以下、「足利銀行」といいます。）をはじめとする連結子会社14社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、信用保証業務、クレジットカード業務等の金融サービスを提供しております。

#### 金融経済環境

2020年度のが国経済は、世界規模で拡大した新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）に翻弄された一年となりました。年度当初は、4月に全国に発せられた緊急事態宣言に伴う経済活動の大幅な縮小により、個人消費や企業収益が急速に悪化しました。夏場以降は感染拡大の防止策を講じながら社会経済活動のレベルが徐々に引き上げられたことにより、年度後半は景気に持ち直しの動きが見られましたが、新型コロナの深刻化や長期化の懸念は拭えず、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの主要営業地盤である北関東地域においても、わが国経済と同様に、景気は年度初めの大幅な落ち込みからの持ち直しの動きは続いているものの、業種により業績の強弱が明確に見られるなど、予断を許さない状況が続きました。

金融市場では、円の対米ドル相場は、年度初めから年明けまで緩やかな円高基調で推移し、1ドル・102円台まで円高ドル安が進みましたが、米国の追加景気対策への期待や新型コロナワクチン供給量の拡大見通しなどから、年度末にかけて円安ドル高が進み、1ドル・110円台後半の水準となりました。日経平均株価は、国内での新型コロナ感染者の抑制状況や、各国における新型コロナ景気対策の前進、並びに新型コロナワクチン開発の進展などを背景に、年度を通じて概ね右肩上がりで株高が進み、年度末は29,000円前後での値動きとなりました。また、長期金利は米国の金利上昇などを受け、年明け以降急上昇し、一時約5年ぶりに0.16%を超えましたが、年度末は0.1%を下回る水準となりました。

### (経営戦略)

こうした環境のもと、当社グループでは、目指す姿を「地域の未来を創造する総合金融サービスグループ」とする第2次グループ中期経営計画（計画期間：2019年度から2021年度までの3年間）を展開しております。当期におきましても、「地域とともに成長するビジネスモデルの構築」、「生産性向上に向けた構造改革」、「価値創造を担う人材の育成」の3つの基本戦略のもと、経営統合の本格的な成果を実現し、次なる成長につなげるための諸施策に取り組みました。あわせて、お客さまや社員の新型コロナ感染予防に万全を尽くしつつ、新型コロナの影響を受けた取引先事業者や個人のお客さまに対し、実質無利子・無担保融資等を活用した資金繰り支援をはじめ、円滑な金融サービス機能の提供に当社グループをあげて全力を尽くしました。

「地域とともに成長するビジネスモデルの構築」では、子銀行である常陽銀行、足利銀行（以下、常陽銀行と足利銀行をあわせて「両子銀行」といいます。）の法人向けコンサルティング営業体制を強化し、取引先事業者の経営課題の解決やデジタル化支援、両子銀行のネットワークを活用した販路拡大などに取り組みました。また、ベンチャー企業の育成・支援や事業承継・事業再生に取り組む企業への資金提供、経営支援を積極的に行うべく、両子銀行において投資専門子会社を設立し、ファンド運営及び積極的なエクイティ投資をはじめとした金融仲介機能を拡充いたしました。

個人のお客さまには、新型コロナ禍で加速する非対面取引ニーズへの対応として、WEBを活用した面談ツールや来店予約サービスの導入、WEB完結型医療保険の提供を開始したほか、2021年3月には「銀行を持ち歩く」をコンセプトに、株式会社りそなホールディングスと共同で開発した、お客さまに日常使いしていただくための「バンキングアプリ」のサービス提供を開始いたしました。高齢社会における金融ジェロントロジーの知見を活用した取り組みでは、緊急時に事前にご登録いただいたご本人の家族に連絡することを可能とする「家族連絡先登録制度」を開始したほか、ご自宅等の不動産を有効活用し、自宅に居住しながらゆとりある暮らしを応援するリバースモーゲージ型住宅ローン及びリースバックの取扱いを開始するなど、地域の皆さまが安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向けた取り組みを強化いたしました。

「生産性向上に向けた構造改革」では、2020年1月に実施した、両子銀行の基幹システム統合のメリットを最大限に享受すべく、当社グループ内の事務の共通化・共同化・統合を牽引する部署を当社内に新設いたしました。また、非対面取引チャネルの充実と合わせ、両子銀行の店舗

統廃合や店舗形態見直し、店舗の共同化など、チャンネル・ネットワークの最適化を進めるとともに、税金等にかかる預金口座振替手続きに際しての押印省略や普通預金口座解約時の事務手続き簡素化など、お客さまの店頭窓口での利便性向上にも積極的に取り組みました。

さらに、グループガバナンス態勢を強化すべく、両子銀行が新規に取り扱うローンに対する保証業務をめぶき信用保証株式会社に一本化しグループ経営資源の最適化を図りました。また、気候変動リスクにかかる影響を分析・開示する国際的な枠組みである「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明するとともに、SDGsへの取り組みを推進しました（※）。

（※）TCFD提言への賛同とSDGsの達成に向けた具体的な取り組みにつきましては、58ページをご参照ください。

「価値創造を担う人材の育成」では、ITやデジタル技術を活用できる人材の育成を目的としたITパスポート試験等の資格取得支援や、女性従業員の活躍推進に向けた「めぶき女性塾」の両子銀行での合同開催など、新たな価値創造を担う人材の育成強化と当社グループの更なる融合に取り組みました。

### (主要勘定等の動き)

以上のように、お客さまと地域の課題解決並びに当社グループの業績向上に向けた取り組みを推進した結果、当期における当社グループの連結業績は、経常収益が2,747億26百万円となり、経常費用が2,206億17百万円となりました。この結果、経常利益は541億8百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、364億78百万円となりました。

当社グループの連結財政状態につきましては、総資産が前年度末比5兆303億円増加の22兆8,351億円となり、純資産は前年度末比1,166億円増加の9,989億円となりました。

主要な科目につきましては、預金は、個人預金・法人預金がともに増加し、前年度末比1兆4,669億円増加の16兆2,236億円、貸出金は、住宅ローンや中小企業向け融資への積極的な取り組み等により、前年度末比2,958億円増加の11兆6,383億円、有価証券は、相場動向に応じたポートフォリオ運営に取り組んだ結果、前年度末比2,570億円増加の4兆3,332億円となりました。

主要な子会社である常陽銀行及び足利銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

#### 【常陽銀行】

経常収益は、株式等売却益が増加する一方、貸出金利息や有価証券利息配当金、国債等債券売却益の減少等により前年度比101億94百万円減少し、1,403億70百万円となりました。経常費用は、資金調達費用や営業経費に含まれる物件費の減少等により前年度比105億39百万円減少し、1,043億39百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比3億44百万円増加し、360億30百万円となり、当期純利益は法人税等増加により前年度比1億42百万円減少し、245億11百万円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前年度末比3兆1,193億円増加の14兆308億円、負債が前年度末比3兆514億円増加の13兆3,854億円となりました。また、純資産は、前年度末比678億円増加の6,453億円となりました。

このうち、主要な科目につきましては、貸出金が、住宅ローンや中小企業向け融資への積極的な取り組み等により、前年度末比961億円増加の6兆8,561億円となりました。有価証券は、相場動向に応じたポートフォリオ運営に取り組んだ結果、前年度末比1,872億円増加の3兆246億円となりました。預金は、個人預金・法人預金がともに増加し、前年度末比7,324億円増加の9兆7,055億円となりました。

## 【足利銀行】

経常収益は、有価証券利息配当金や株式等売却益の減少等により前年度比11億82百万円減少し、950億49百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損が増加したものの、資金調達費用や貸出金償却の減少等により前年度比47億56百万円減少し、751億39百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比35億74百万円増加し、199億9百万円となり、当期純利益は、子会社からの配当金を特別利益に計上した等により前年度比64億19百万円増加し、176億64百万円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前年度末比1兆8,829億円増加の8兆8,316億円、負債が前年度末比1兆8,613億円増加の8兆4,619億円となりました。また、純資産は、前年度末比216億円増加の3,697億円となりました。

このうち、主要な科目につきましては、貸出金が、住宅ローンや中小企業向け融資への積極的な取り組み等により、前年度末比2,262億円増加の4兆9,436億円となりました。有価証券は、相場動向に応じたポートフォリオ運営に取り組んだ結果、前年度末比439億円増加の1兆3,015億円となりました。預金は、個人預金・法人預金がともに増加し、前年度末比7,384億円増加の6兆5,519億円となりました。

地域金融機関を取り巻く経営環境は、長引く金融緩和政策や競争の激化などにより、預金や貸出金といった伝統的な金融サービス分野において厳しさを増しています。また、地域の課題は、人口減少や少子高齢化の進行に留まらず、気候変動に起因する自然災害や環境保全、デジタルライゼーションへの対応など多岐にわたっております。さらに、新型コロナの世界的な感染拡大は、社会経済活動に未曾有の影響を及ぼすと同時に、社会生活や行動態様にも大きな変化をもたらし、感染拡大前からの環境変化のスピードを加速させています。

こうした中、当社グループは、両子銀行が長年培ってきた地域への深い理解やお客さまとのリレーション、経営統合によって生まれた広域ネットワークを最大限に活かし、お客さまと地域の成長・課題解決支援へ取り組むとともに、デジタル化やデータの利活用を通じたサービスレベル向上や構造改革による生産性向上をより一層進め、お客さまと地域の課題解決に貢献していく必要があると認識しております。

このため、当社グループは、第2次グループ中期経営計画の目指す姿である「地域の未来を創造する総合金融サービスグループ」を実現すべく、バンキングアプリをはじめとする、ITやデジタル技術を活用した取引チャネルの多様化によるお客さまとの接点の多様化、並びにコンサルティング機能の強化を中心に、地域とともに成長するビジネスモデルを構築するとともに、SDGsの達成に向けた取り組みを強化していくことで当社グループの持続的な成長による企業価値の向上に取り組んでまいります。これらの活動の中で、新型コロナの影響を受けた地域とお客さまの支援に全力で取り組み、円滑な金融サービス機能の提供を通じて地域経済の持続的成長に貢献してまいります。また、グループ経営の更なる効率化と次なる成長に向けた経営資源捻出のためのチャネル・ネットワークの最適化や、グループ内会社組織の統一化などの構造改革をより一層進めてまいります。

今後とも、お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう、当社グループ役員一同全力を尽くしてまいります。引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	262,373	288,139	282,737	274,726
経常利益	63,521	69,533	53,179	54,108
親会社株主に帰属する当期純利益	43,069	46,338	36,370	36,478
包括利益	39,114	46,335	△20,483	129,347
純資産額	888,139	919,547	882,235	998,906
総資産	16,769,883	17,372,575	17,804,808	22,835,169

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 総資産の増加は、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペを活用した日本銀行からの調達による借入金のほか、預金やコールマネー等の増加によるものです。

## □ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
営業収益	20,017	20,074	15,124	15,030
受取配当額	18,800	18,850	13,900	13,800
銀行業を営む子会社	18,800	18,850	13,900	13,800
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	16,957	17,669	12,787	12,664
1株当たり当期純利益	14円39銭	15円05銭	10円94銭	10円91銭
総資産	773,125	776,704	740,609	743,620
銀行業を営む子会社株式等	723,254	723,254	723,254	713,333
その他の子会社株式等	4,015	4,015	4,015	13,936

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。  
 なお、期中の平均発行済株式数は自己株式数を控除した株式数を使用しております。

## 3 企業集団の従業員状況

	当年度末	
	銀行業	その他の事業
従業員数	5,983人	390人

(注) 従業員数には、臨時従業員及び嘱託は含みません。

## 4 企業集団の主要な営業所等の状況

### イ 銀行業

#### 【常陽銀行】

##### ①営業所数

			当 年 度 末	
茨	城	県	店	うち出張所
			149 (	31)
福	島	県	10 (	—)
栃	木	県	8 (	1)
千	葉	県	7 (	—)
東	京	都	6 (	—)
そ	の	他	5 (	—)
合		計	185 (	32)

(注) 上記営業所数は行政上の届出店舗数を記載しており、経営効率の観点から店舗内店舗方式により統合を行った営業所も1店と数えて記載しております。なお、店舗内店舗方式により統合を行った営業所を除いた当年度末の営業所数は140拠点となっております。

上記のほか、当年度末において駐在員事務所を4か所、店舗外現金自動設備を193か所設置しております。また、常陽銀行が幹事金融機関となっている、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を313か所設置しております。

##### ②当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
出島大和田出張所	茨城県かすみがうら市大和田880番地6
十王駅前出張所	茨城県日立市十王町友部東二丁目2番1号
土浦駅西口出張所	茨城県土浦市大和町6番地3

##### ③株式会社常陽銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

#### ④株式会社常陽銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

#### 【足利銀行】

##### ①営業所数

			当 年 度 末	
栃	木	県	店	うち出張所
			102 (	31)
群	馬	県	14 (	4)
茨	城	県	7 (	1)
埼	玉	県	17 (	—)
東	京	都	2 (	—)
福	島	県	1 (	—)
合		計	143 (	36)

(注) 上記営業所数は行政上の届出店舗数を記載しており、経営効率の観点から店舗内店舗方式により統合を行った営業所も1店と数えて記載しております。なお、店舗内店舗方式により統合を行った営業所を除いた当年度末の営業所数は136拠点となっております。

上記のほか、当年度末において駐在員事務所を2か所、店舗外現金自動設備を216か所設置しております。また、足利銀行が幹事金融機関となっている、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を188か所設置しております。

##### ②当年度新設営業所

該当事項はありません。

##### ③株式会社足利銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

#### ④株式会社足利銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

## □ その他の事業

株式会社めぶきリース	本社（水戸市）、宇都宮営業部、つくば営業部
めぶき証券株式会社	本社（水戸市）、水戸支店、宇都宮支店、つくば支店
めぶき信用保証株式会社	本社（宇都宮市）
常陽信用保証株式会社	本社（水戸市）
株式会社常陽クレジット	本社（水戸市）
株式会社あしぎんカード	本社（宇都宮市）

## 5 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他の事業	合計
設備投資の総額	7,141	251	7,393

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### □ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社常陽銀行	ソフトウェア	1,911
	株式会社足利銀行	ソフトウェア	1,519
		事務機器の新設・更改	1,107
		今市支店新築工事	276
		太田支店新築工事	231

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定及びリース資産を含めております。

## 6 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町 二丁目5番5号	銀行業務	百万円 85,113	% 100.00	
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市桜 四丁目1番25号	銀行業務	135,000	100.00	
株式会社めぶきリース	茨城県水戸市南町 三丁目4番12号	リース業務	100	100.00	
めぶき証券株式会社	茨城県水戸市南町 三丁目4番12号	証券業務	3,000	100.00	
めぶき信用保証株式会社	栃木県宇都宮市桜 四丁目1番25号	信用保証業務	50	100.00	
常陽信用保証株式会社	茨城県水戸市南町 三丁目4番12号	信用保証業務	30	(100.00)	
株式会社常陽クレジット	茨城県水戸市南町 三丁目4番12号	クレジットカード業務	100	(100.00)	
株式会社あしぎんカード	栃木県宇都宮市鶴 田一丁目7番5号	クレジットカード業務	30	(100.00)	
株式会社常陽産業研究所	茨城県水戸市三の 丸一丁目5番18号	調査、コンサルティング、 人材紹介業務	100	(100.00)	

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社あしぎん総合研究所	栃木県宇都宮市鶴田一丁目7番5号	調査、コンサルティング、ソフトウェア開発業務	百万円 70	% (100.00)	
常陽コンピューターサービス株式会社	茨城県水戸市西原二丁目16番25号	ソフトウェア開発業務及び計算受託業務	47.5	(100.00)	
常陽施設管理株式会社	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	不動産賃貸業務等	100	(100.00)	
株式会社常陽キャピタルパートナーズ	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	投資業務	10	(100.00)	
株式会社ウイング・キャピタル・パートナーズ	栃木県宇都宮市鶴田一丁目7番5号	投資業務	70	(100.00)	

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 議決権比率欄の括弧内は、間接議決権比率であります。  
 4. 前連結会計年度において連結子会社であった常陽ビジネスサービス株式会社は2020年9月30日付で解散し、2021年3月10日付で清算終了しております。  
 5. 当社は、2020年10月1日付で株式会社足利銀行が保有する足利信用保証株式会社の全株式を現物配当により取得するとともに、同社商号をめぶき信用保証株式会社に変更しております。  
 6. 株式会社常陽銀行は、2021年1月1日付でいばらきクリエイト株式会社の全株式を取得するとともに、同社商号を株式会社常陽キャピタルパートナーズに変更しております。  
 7. 株式会社足利銀行は、2021年2月1日付で株式会社ウイング・キャピタル・パートナーズを設立しております。  
 8. 当社は、2021年4月1日付で株式会社常陽銀行が保有する株式会社常陽クレジットの全株式と、株式会社足利銀行が保有する株式会社あしぎんカードの全株式を現物配当により取得し、株式会社常陽クレジットを存続会社、株式会社あしぎんカードを消滅会社とする吸収合併をするるとともに、同社商号を株式会社めぶきカードに変更しております。

## 7 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社足利銀行	55,000百万円	一千株	—%
株式会社常陽銀行	35,000百万円	一千株	—%

(注) 借入金残高は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 8 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

## 9 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### 1 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
笹島 律夫	取締役社長（代表取締役）	株式会社常陽銀行 取締役頭取（代表取締役）	
清水 和幸	取締役副社長（代表取締役）	株式会社足利銀行 取締役頭取（代表取締役）	
西野 英文	取締役 地域創生担当	株式会社常陽銀行 常務執行役員	
内藤 善寛	取締役 経営管理、リスク管理、情報セキュリティ担当、グループマネーローンダリング等防止統括責任者（経営管理部）	株式会社足利銀行 取締役常務執行役員	
秋野 哲也	取締役 経営企画担当（経営企画部）	株式会社常陽銀行 取締役常務執行役員	
大野 弘道	取締役（社外取締役）	東京瓦斯株式会社 社外監査役	
朱 純美	取締役（社外取締役）	株式会社コアバリューマネジメント 代表取締役副社長	
村島 英嗣	取締役（監査等委員） （常勤監査等委員）	めぶき証券株式会社 監査役	
小野 訓啓	取締役（監査等委員） （常勤監査等委員）	株式会社めぶきリース 監査役 めぶき信用保証株式会社 監査役	
川 又 諭	取締役（監査等委員） （社外取締役）		
永沢 徹	取締役（監査等委員） （社外取締役）	永沢総合法律事務所 代表 東邦ホールディングス株式会社 社外 取締役 ランサーズ株式会社 社外監査役	
清水 孝	取締役（監査等委員） （社外取締役）	早稲田大学大学院 会計研究科 教授	財務及び会計に関する相当の知見を有する者であります。

- (注) 1. 取締役（監査等委員）村島英嗣氏及び小野訓啓氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、重要な会議等に出席するほか、内部監査部門との連携、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実務的に行うことにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。なお、村島英嗣氏は2020年6月24日より、取締役（経営管理（バーゼル）担当、グループマネーローディング等防止統括責任者（経営管理部バーゼル室））から取締役（監査等委員）に地位及び担当が異動となっております。
2. 取締役 大野弘道氏、朱純美氏、川又諭氏、永沢徹氏及び清水孝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、大野弘道氏、朱純美氏、川又諭氏、永沢徹氏及び清水孝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任時の地位及び担当	退任事由	退任日
松下 正直	取締役副社長（代表取締役）	任期満了	2020年6月24日
堀江 裕	取締役 経営管理、リスク管理、情報セキュリティ担当（経営管理部）	任期満了	2020年6月24日
寺門 好明	取締役（監査等委員） （常勤監査等委員）	任期満了	2020年6月24日
菊池 龍三郎	取締役（監査等委員） （社外取締役）	任期満了	2020年6月24日

#### (参考)

当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の状況は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当	その他
五来 雄二	執行役員 システム担当（システム統括部）	
荒井 大	執行役員 地域創生担当（地域創生部）	2021年3月31日 辞任により退任

## 2 会社役員に対する報酬等

### イ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ① 当該方針の決定の方法及び当該方針の内容の概要

当社は、取締役会で定めた「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」において、取締役の報酬等の決定方針を「取締役（監査等委員を除く）」と「取締役（監査等委員）」に区分し、以下のとおり定めております。

[取締役（監査等委員を除く）]

- ・取締役（監査等委員を除く）の報酬等については、報酬と当社グループの業績及び株主利益の連動性を高めることにより、報酬の透明性、公正性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案し、適切に運用する。
- ・取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等については、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内において、その報酬等の額の適切性、妥当性に関し、コーポレート・ガバナンス委員会における審議を行い、客観性と透明性を確保のうえ、取締役会で決定する。

[取締役（監査等委員）]

- ・取締役（監査等委員）の報酬等については、監査・監督の職務の正当性を確保する観点から、インセンティブの要素は含まないものとする。
- ・取締役（監査等委員）の個人別の報酬等については、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内において、取締役（監査等委員）全員の協議により定める。

具体的な報酬体系は次のとおりです。

[取締役（監査等委員を除く）のうち業務執行取締役]

#### (a) 報酬構成

- ・基本報酬である報酬月額、業績連動報酬である賞与、非金銭報酬等である譲渡制限付株式の3つによって構成されております。
- ・報酬構成割合は、報酬月額86%、賞与7%、譲渡制限付株式7%としております（賞与が標準額支給の場合）。

(b) 各報酬等の内容

・基本報酬

基本報酬として、役位別の報酬月額を定めております。

・賞与

役位別の基本額を定め、年度毎の連結の利益水準（自己資本当期純利益率を踏まえた指標）に応じて0～150%の範囲で増減させた金額の総額を上限とし、その範囲内において賞与の支給総額を決定し、各業務執行取締役への配分は、役位別の基本額を基準に、各々の業績への貢献度合いを勘案し決定することとしております。業績連動指標を連結自己資本当期純利益率を踏まえた指標としている理由は、当社グループの企業価値向上に向けたインセンティブを高めるためであり、当社の第2次グループ中期経営計画（2019年4月1日～2022年3月31日）における連結自己資本当期純利益率の目標は5.0%以上、当事業年度における実績は3.8%であります。

・譲渡制限付株式

譲渡制限付株式報酬制度は、当社の取締役（監査等委員）及び取締役（社外取締役）を除く取締役（以下、対象取締役といいます。）が当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受ける制度であり、当社と対象取締役との間では、譲渡制限付株式割当契約を締結しております。2020年6月24日開催の株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬は金銭債権とし、その総額は「取締役（監査等委員を除く）」の報酬限度額年額の範囲内で年額20百万円以内、かつ割当株数は年20万株以内（当該決議に係る会社役員員の員数：5名）とすることを決議しております。また、各対象取締役に支給する金銭債権の額は役位別に定めた固定額としております。

（譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）の具体的な内容）

1. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

## 2. 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

## 3. 譲渡制限の解除

上記1の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が上記2に定める任期満了、死亡その他の理由により譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## 4. 組織再編等における取扱い

上記1の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織改編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## 5. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

[取締役（監査等委員を除く）のうち社外取締役]

### (a) 報酬構成

- ・報酬月額のみにより構成されております。

(b) 各報酬等の内容

- ・報酬月額

役位別の固定報酬としております。

[取締役（監査等委員）]

(a) 報酬構成

- ・基本報酬である報酬月額のみにより構成されております。

(b) 各報酬等の内容

- ・基本報酬として、常勤・非常勤の別による報酬月額を定めております。

② 当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役（子銀行の社外取締役を含む）が過半数を占めるとともに、委員長が社外取締役である「コーポレート・ガバナンス委員会」において、上記方針や各規程等との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長笹島律夫が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は役員賞与に係る個別配分額であり、権限を委任した理由は各々の業績への貢献度合いを全社的に判断し得る立場にあるためであります。

代表取締役社長が役員賞与の個別配分額を決定するに当たっては、コーポレート・ガバナンス委員会において、上記方針等との整合性や妥当性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

## □ 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	10名	71 (6)	64	2	4
取締役 (監査等委員)	7名	63 (－)	63	－	－
計	17名	135 (6)	128	2	4

- (注) 1. 報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 支給人数には、2020年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した「取締役（監査等委員を除く）」3名及び「取締役（監査等委員）」2名を含んでおります。  
 3. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しており、下記注4とあわせ「報酬等」の欄に括弧内書きしております。  
 4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しており、上記注3とあわせ「報酬等」の欄に括弧内書きしております。  
 5. 2016年6月28日開催の定時株主総会において定められた「取締役（監査等委員を除く）」の報酬限度額は年額200百万円（当該決議に係る会社役員の数：7名）、「取締役（監査等委員）」の報酬限度額は年額80百万円（当該決議に係る会社役員の数：5名）であります。  
 6. 当社には、使用人兼務役員はおりません。

## 3 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大 野 弘 道	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、1,000万円以上のあらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
朱 純 美	
川 又 諭	
永 沢 徹	
清 水 孝	

## 4 補償契約

該当事項はありません。

## 5 役員等賠償責任保険契約に関する事項

### イ 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

#### ① 被保険者の範囲

当社、常陽銀行、足利銀行の全取締役及び全執行役員

#### ② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料を全額会社負担（当社及び両子銀行にて按分）としております。被保険者が会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金（判決金額、和解金等）・争訟費用（訴訟費用、和解・調停費用等）の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、職務義務違反に起因する損害賠償請求不担保特約条項を付しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### 1 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項 1 会社役員の状況」に記載のとおりであります。

なお、各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、いずれも開示すべき取引関係等はありません。

また、当社の社外役員は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員と親族関係その他これに準ずる関係にありません。

#### 2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
大野弘道	1年9か月	当期開催された取締役会12回の全てに出席しております。	企業経営者としての経験及び幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりますところ、当社取締役会において当該視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
朱純美	1年9か月	当期開催された取締役会12回の全てに出席しております。	グローバル金融機関での経験及び企業幹部育成に関する幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりますところ、当社取締役会において当該視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
川又論	9か月	社外役員就任後に開催された取締役会10回全てに、また監査等委員会11回全てに出席しております。	企業経営者としての経験及び幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりますところ、当社取締役会において当該視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
永 沢 徹	4年9か月	当期開催された取締役会12回全てに、また監査等委員会14回全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりますところ、当社取締役会において当該視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
清 水 孝	4年6か月	当期開催された取締役会12回全てに、また監査等委員会14回全てに出席しております。	財務・会計に関する学識経験及び幅広い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりますところ、当社取締役会において当該視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

### 3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の子会社からの報酬等
報酬等の合計	6人	32 (うち報酬以外の金額 ー)	該当ありません。

(注) 1. 報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 支給人数には、2020年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した「取締役（監査等委員）」1名を含んでおります。

### 4 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4. 当社の株式に関する事項

### 1 株式数

発行可能株式総数	3,000,000千株
発行済株式の総数	1,179,055千株

### 2 当年度末株主数

56,583名

### 3 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
野村證券株式会社	106,816千株	9.20%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	69,164千株	5.96%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	44,677千株	3.85%
日本生命保険相互会社	34,487千株	2.97%
損害保険ジャパン株式会社	28,325千株	2.44%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	23,026千株	1.98%
住友生命保険相互会社	21,659千株	1.86%
第一生命保険株式会社	19,948千株	1.71%
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	19,118千株	1.64%
株式会社三菱UFJ銀行	17,780千株	1.53%

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式を19,143千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### 4 役員保有株式

	株式の交付を 受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	5人	普通株式 16,693株
取締役（監査等委員を除く社外取締役）	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

（注）表中の株式は、当社が当社取締役に対し、当該事業年度中に職務執行の対価として交付した当社株式を記載しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### 1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 小 暮 和 敏 指定有限責任社員 木 村 充 男 指定有限責任社員 山 口 圭 介	17	① 監査等委員会は、当社取締役や関係部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認・検討した結果、会計監査人の報酬等は、妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。 ② 非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）は、該当ありません。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、147百万円であります。

### 2 責任限定契約

該当事項はありません。

### 3 補償契約

該当事項はありません。

## 4 会計監査人に関するその他の事項

### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当し、かつ当社の会計監査業務に重大な支障があると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に執行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会はその決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 7. 業務の適正を確保する体制

### 1 決議の内容の概要

当社は、当社及びその子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の業務の適正を確保するために、内部統制システムの整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

#### イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令等遵守（以下、「コンプライアンス」という。）を当社グループ経営の最重要課題の一つとして位置づけ、企業活動の基本方針としての企業倫理、行動基準並びに反社会的勢力との関係を遮断する方針等を定めた「グループコンプライアンス基本規程」を制定し、役職員に徹底をはかる。
- ②取締役会は、取締役会規程にもとづき適正に運営し、経営の基本方針を決定するとともに、取締役の職務の執行を適切に監督する。
- ③取締役会は、当社グループのコンプライアンスを管理統括する部署を設置し、コンプライアンス態勢の整備・確立をはかるとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスに関する重要な業務執行の決定並びに分析・評価・改善をはからせ、定期的に報告を受け、その業務の執行を監督する。
- ④取締役会は、当社グループの役職員が他の役職員による法令等に反する行為、不正な行為又はそのおそれのある行為を認めた場合、直ちに監査等委員会又はコンプライアンスの管理統括部署に報告する体制、内部通報制度並びに懲戒にかかる規則等を整備し、法令等に反する行為、不正な行為に対しては、懲戒を含め厳正に対処する。

- ⑤取締役会は、業務執行部署から独立した内部監査部署を設置し、コンプライアンス態勢等を含む内部管理の適切性と有効性を監査させる。

## □ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、適切な保存・管理のために規程を整備し、諸会議の議事録及びその他の文書等として保存及び管理する。
- ②監査等委員会又は監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役の職務の執行に係る文書等をいつでも閲覧することができることとする。

## ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、リスク管理の基本方針及び管理態勢等を定めた「グループリスク管理基本規程」を中心として、リスク関連規程を体系的に整備するとともに、リスク管理の統括部署を設置し、当社グループの損失の危険を適切に管理する。また、自然災害等により当社グループの事業活動等が深刻な損失を被る危機発生時に備えた事業継続体制を整備する。
- ②各種リスクは、可能な限り総合的に把握し管理運営することとし、各種リスク管理の方針・手続き等は業務内容や市場環境の変化を勘案して適時適切に見直しを行うこととする。
- ③取締役会は、当社グループが有するリスクを統括的に管理する責任者として、リスク管理担当役員をおくとともに、リスク管理に関する重要な業務執行の決定並びにリスク管理に関する事項の分析・評価・改善を行う「ALM・リスク管理委員会」を設置し、定期的に又は必要に応じ随時リスクの状況を把握・分析・評価させ、必要な対応を適時適切に指示する態勢を構築するほか、定期的に報告を受け、その業務の執行を監督する。

## ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、当社グループの目指す姿と業績目標を明確にするため、経営計画を策定する。
- ②取締役会は、当社の組織、分掌、職制等業務運営に関する基本的事項を定め、業務の組織的、効率的かつ健全な運営をはかる。

- ③取締役会は、業務執行取締役の担当業務及び職務内容ごとに決裁権限を明確にした職務権限規程を定め、効率的な業務運営をはかる。
- ④業務執行取締役は、取締役会から委任された職務について、その権限の範囲において適切かつ効率的な職務執行を実現するとともに、定期的に、取締役会において職務執行状況を報告する。

## ホ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制)

- ①取締役会は、グループ内会社から当社に対して行う協議・報告事項を含む当社グループの経営管理に関する基本的事項を定め、当社グループの健全かつ適切な運営を確保する。

(子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- ②当社は、グループ内会社の規模、特性及び事業内容等を踏まえつつ、直接又は直接出資会社をしてグループ内会社に対し、所在する各種リスク等に応じた対応規程等の制定などの必要な態勢整備をはからせるとともに、当社グループが抱える各リスクの特性を正しく認識・把握し、適切にリスクを管理する。

(子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ③当社は、当社グループの組織的、かつ効率的な事業活動展開のため、グループ内会社の事業内容、規模、当社グループ内におけるそれぞれの役割等を踏まえたうえで、各グループ内会社に対し、当社グループの経営理念、経営方針等を反映した経営計画を立案させ、その執行状況を適切に管理する。

(子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- ④当社は、グループ内会社に対し、直接又は直接出資子会社をしてコンプライアンス態勢、顧客保護等管理態勢並びに当社グループ内取引の適切性確保のための態勢等を整備させ、これを適切に管理する。
- ⑤当社の内部監査部署は、直接又はグループ内会社の内部監査部署と連携して、当社グループ全体の内部監査態勢の把握につとめ、定期的かつ必要に応じて、監査の有効性を評価し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。

## へ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告に係る内部統制の適切な管理体制を確立するため、態勢整備及び運用等にかかる必要な規則等を制定し、財務報告の信頼性を確保する。

## ト 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会室を設置し、監査業務の補助に足る能力・経験等を有した監査等委員会の職務を補助する使用人を1名以上配置する。

## チ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する人事異動は、監査等委員会の同意を得るものとするほか、監査等委員会は当該使用人の人事考課に関し意見を付すことができるなどにより、その独立性を確保する。
- ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、専ら監査等委員の指示に従って監査等委員会の職務の補助を行うほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当該使用人がその職務を遂行するうえで、不当な制約を受けることがないよう、配慮しなければならない。

## リ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ①取締役会は、監査等委員会が当社グループにかかる重要事項を効率的に、かつ適時適切に把握できるよう、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に対して報告すべき事項を定める。
- ②監査等委員は、その職務を遂行するために必要と判断したときは、いつでも当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者に報告を求めることができる。また、報告を求められた者は、その求めに従い、速やかに報告しなければならない。

## ヌ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会へ報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とした懲戒、差別等の報復行為、人事考課への悪影響等、いかなる不利益な取扱いをしない。

## ル 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会又は監査等委員が職務の執行のためにその費用を請求したときは、弁護士、公認会計士、その他外部専門家を必要に応じ任用する場合又は調査等の事務を委託する場合等に要する費用を含め、監査等委員会又は監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が負担する。

## ヲ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査部署は、監査等委員会と連携し内部監査の有効な実施につとめるほか、監査等委員会の意見を聴取のうえ、内部監査計画を策定し、内部監査の結果を監査等委員会に報告する。
- ②代表取締役及び会計監査人は、監査等委員会とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

## 2 体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保する体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

### イ コンプライアンス体制

当社グループは、コンプライアンスをグループ経営の最重要課題の一つと位置づけ、コンプライアンスの実効性を高めるために、取締役会において「グループコンプライアンス基本規程」を制定し、企業倫理、行動基準、反社会的勢力との関係を遮断する方針を遵守することとしています。

「コンプライアンス委員会」を14回開催し、コンプライアンス・プログラム及びマネーロンダリング等防止に関する当社グループの基本方針やコンプライアンスに関する重要な決定を行うとともに、統括部署からグループ内会社のコンプライアンス・プログラムの実践状況及びモニタリング結果、並びにマネーロンダリング等防止実施状況の報告を受け、必要な指示を行っています。

内部通報制度については、両子銀行のコンプライアンス統括部署並びに当社及び両子銀行の常勤監査等委員を社内の通報窓口としているほか、弁護士事務所にも社外の通報窓口を設置しています。

### ロ リスク管理体制

当社グループは、取締役会において「グループリスク管理基本規程」を制定し、戦略リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等、経営に影響を及ぼす可能性のあるすべてのリスクを許容できる範囲に制御していく統合的リスク管理を行っています。

「ALM・リスク管理委員会」を14回開催し、グループ内会社のリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえたプロセスの有効性の検証を行うとともに、グループ内会社に対し適時に必要な見直しを指示しています。

危機管理体制については、危機発生時においても人的・物的被害を最小限に留めるとともに重要な業務を継続又は早期復旧できるよう取締役会において「危機管理体制構築に関する基本規程」を制定し、両子銀行を中心として業務継続計画を策定しています。

## ハ 取締役の職務執行

取締役会は、迅速な業務執行を進めるため、業務執行上の重要事項を協議・決定する会議体として「経営会議」「ALM・リスク管理委員会」「コンプライアンス委員会」を設置し、法令で許容される範囲において、業務執行権限を委譲しています。なお、2019年度まで設置していたシステム統合委員会は、足利銀行のシステム統合プロジェクト完了に伴い廃止しております。また、2021年2月の取締役会において、当社グループのSDGs促進を目的とした「SDGs委員会」を2021年4月に新設することについて決議しております。

当社における業務を適切・効率的に遂行するため、取締役会において「職務権限規程」を制定し、取締役の権限の範囲を明確にしています。「職務権限規程」では、運用にあたっての職務権限行使の基本原則・決裁ルールを明示しています。

主要な会議体の開催回数は以下のとおりです。

- ・取締役会 13回（うち1回は、書面によるみなし取締役会決議）
- ・経営会議 19回

## ニ 内部監査

業務執行部門から独立した監査部が、業務執行部署・グループ内会社各社に対する監査を実施しています。監査結果については、監査対象部署の長に通知し、また、取締役会及び監査等委員会へ報告しています。

## ホ グループ経営管理体制

取締役会は「グループ内会社等管理規程」を制定し、グループ内会社から当社へ協議・報告すべき事項及びその方法を明示しており、グループ内会社から適切に協議又は報告を受けています。

当社のグループ経営方針等は、グループ内会社の経営方針に適切に反映させるとともに、当社が直接出資子会社の経営管理を行い、また直接出資子会社を通じて直接出資子会社以外のグループ内会社等の経営管理を行うことで、グループ経営管理の一体性を確保しています。

## へ 監査等委員会の職務執行

監査等委員会は、社内取締役2名及び社外取締役3名で構成し、社内取締役2名は常勤の監査等委員としています。全監査等委員と代表取締役をはじめとする社外取締役を含めた各取締役などとの意見交換や、常勤の監査等委員による、重要な会議への出席、関係書類の閲覧、子会社を含めた役職員の報告聴取等を通じて監査等委員会の活動の実効性確保に努めています。

また、内部監査部門からグループ内会社を含めた内部監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ具体的な指示を行うとともに、年度毎のグループ内部監査計画の策定に監査等委員会の意見反映を行うなどにより、日常かつ機動的に連携をはかっています。

加えて、直接出資子会社の監査等委員及び監査役との緊密な連携をはかるため、定期的に意見交換を行っています。会計監査人についても、必要に応じて監査等委員会へ出席させ、監査実施状況等について報告を受け、またリスク認識等について定期的に意見交換を行っています。

社員等が監査等委員会に報告した場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを全役職員が閲覧可能な社内ネットワークに掲示し、周知しています。

監査等委員会の職務を補助する専担部署として監査等委員会室を設置し、業務執行取締役の指揮命令に服さない使用人を配置しています。また、当該使用人の業務執行取締役からの独立性を確保するため、当該使用人についての転出入は監査等委員会の同意を得るものとし、人事考課に関しては監査等委員会が意見を付すことができること等を定めています。

## 8. 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の当該事業年度末の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	443,254百万円	743,620百万円
株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号	270,079百万円	

## 9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 会計参与に関する事項

### 1 責任限定契約

該当事項はありません。

### 2 補償契約

該当事項はありません。

## 11. その他

### 1 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議とする旨を定款に定めております。

剰余金の配当につきましては、当社グループとしての成長に向けた資本の確保と、株主の皆さまへの適切な利益還元バランスを考慮し、総還元性向30%以上を目安といたします。水準等につきましては、引き続き検討してまいります。

### 2 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 連結計算書類

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 第5期末連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
現金預け金	6,425,755	預金	16,223,652
コールローン及び買入手形	6,809	譲渡性預金	291,417
買入金銭債権	11,649	コールマネー及び売渡手形	952,917
特定取引資産	12,425	売現先勘定	130,255
金銭の信託	1,970	債券貸借取引受入担保金	620,749
有価証券	4,333,243	特定取引負債	1,024
貸出金	11,638,376	借入金	3,394,050
外国為替	9,594	外国為替	905
リース債権及びリース投資資産	67,153	信託勘定借	2,307
その他資産	225,854	その他負債	142,277
有形固定資産	107,412	役員賞与引当金	255
建物	37,717	退職給付に係る負債	249
土地	55,442	役員退職慰労引当金	25
リース資産	43	睡眠預金払戻損失引当金	2,460
建設仮勘定	511	偶発損失引当金	1,994
その他の有形固定資産	13,697	ポイント引当金	466
無形固定資産	18,127	利息返還損失引当金	11
ソフトウェア	14,705	特別法上の引当金	2
その他の無形固定資産	3,422	繰延税金負債	35,403
退職給付に係る資産	31,189	再評価に係る繰延税金負債	8,626
繰延税金資産	1,269	負ののれん	869
支払承諾見返	26,340	支払承諾	26,340
貸倒引当金	△ 81,993	<b>負債の部合計</b>	<b>21,836,262</b>
投資損失引当金	△ 9	<b>純資産の部</b>	
<b>資産の部合計</b>	<b>22,835,169</b>	資本金	117,495
		資本剰余金	148,531
		利益剰余金	570,981
		自己株式	△ 5,785
		株主資本合計	831,222
		その他有価証券評価差額金	148,013
		繰延ヘッジ損益	388
		土地再評価差額金	13,497
		退職給付に係る調整累計額	5,622
		その他の包括利益累計額合計	167,522
		新株予約権	161
		<b>純資産の部合計</b>	<b>998,906</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>22,835,169</b>

## 第5期連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		<b>274,726</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>156,143</b>	
貸出金利息	108,277	
有価証券利息配当金	45,864	
コールローン利息及び買入手形利息	16	
預け金利息	1,558	
その他の受入利息	426	
<b>信託報酬</b>	<b>38</b>	
<b>役務取引等収益</b>	<b>52,833</b>	
<b>特定取引収益</b>	<b>4,252</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>2,254</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>59,203</b>	
償却債権取立益	2,435	
その他の経常収益	34,862	
<b>経常費用</b>		<b>220,617</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>5,975</b>	
預金利息	1,600	
譲渡性預金利息	40	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 36	
売現先利息	166	
債券貸借取引支払利息	445	
借用金利息	1,414	
社債利息	18	
その他の支払利息	2,325	
<b>役務取引等費用</b>	<b>14,179</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>7,322</b>	
<b>営業経費</b>	<b>115,763</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>77,377</b>	
貸倒引当金繰入額	19,116	
その他の経常費用	58,261	
<b>経常利益</b>		<b>54,108</b>
<b>特別利益</b>		<b>144</b>
固定資産処分益	144	
<b>特別損失</b>		<b>2,053</b>
固定資産処分損	490	
減損損失	1,562	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>52,199</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>21,527</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>△ 5,806</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>15,720</b>
<b>当期純利益</b>		<b>36,478</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>36,478</b>

第5期末貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
現金及び預金	8,067
その他	8,205
流動資産合計	16,273
<b>固定資産</b>	
無形固定資産	
商標権	27
ソフトウェア	12
無形固定資産合計	39
投資その他の資産	
関係会社株式	727,270
繰延税金資産	36
投資その他の資産合計	727,306
固定資産合計	727,346
<b>資産合計</b>	<b>743,620</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払金	78
未払費用	146
未払法人税等	6,418
未払消費税等	18
役員賞与引当金	2
その他	3
流動負債合計	6,667
<b>固定負債</b>	
関係会社長期借入金	90,000
その他	52
固定負債合計	90,052
<b>負債合計</b>	<b>96,719</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	
資本金	117,495
資本剰余金	
資本準備金	25,276
その他資本剰余金	451,593
資本剰余金合計	476,869
利益剰余金	
利益準備金	4,097
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	54,593
利益剰余金合計	58,691
自己株式	△ 6,317
株主資本合計	646,738
<b>新株予約権</b>	<b>161</b>
<b>純資産合計</b>	<b>646,900</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>743,620</b>

## 第5期損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>営業収益</b>	<b>15,030</b>
関係会社受取配当金	13,800
関係会社受入手数料	1,230
<b>営業費用</b>	<b>1,826</b>
販売費及び一般管理費	1,826
<b>営業利益</b>	<b>13,203</b>
<b>営業外収益</b>	<b>2</b>
受取利息	0
その他	2
<b>営業外費用</b>	<b>939</b>
支払利息	939
その他	0
<b>経常利益</b>	<b>12,266</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>12,266</b>
法人税、住民税及び事業税	△ 399
法人税等調整額	1
法人税等合計	△ 397
<b>当期純利益</b>	<b>12,664</b>

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 めぶきフィナンシャルグループ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小暮和敏 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村充男 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口圭介 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社めぶきフィナンシャルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社めぶきフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 めぶきフィナンシャルグループ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小暮和敏 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村充男 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口圭介 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社めぶきフィナンシャルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

株式会社めぶきフィナンシャルグループ 監査等委員会

監査等委員	村 島 英 嗣	Ⓔ
監査等委員	小 野 訓 啓	Ⓔ
監査等委員	川 又 諭	Ⓔ
監査等委員	永 沢 徹	Ⓔ
監査等委員	清 水 孝	Ⓔ

(注) 監査等委員 川又諭、永沢徹及び清水孝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## ■ (ご参考) T C F D提言への賛同と S D G s への取り組みについて

当社グループは、T C F D<sup>\*1</sup> 提言へ賛同するとともに、S D G s 委員会（委員長：取締役社長）のもと、地域の持続的な成長（S D G s の達成）に向け、積極的に取り組んでおります。

### T C F D 提言への賛同

当社は、2021年3月26日、T C F D 提言への賛同を表明いたしました。本提言に基づき、気候変動が当社グループの事業に及ぼす影響について分析・情報開示を進め、株主や投資家を含むステークホルダーとのさらなる信頼関係の醸成並びに持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

### 環境・社会に配慮した投融資

環境・社会に大きな影響を与える可能性のある特定セクターへの投融資に関し、「環境・社会に配慮した投融資方針」（方針内容は59ページをご参照ください）に基づき適切に対応することで、環境・社会への影響の低減・回避に取り組んでおります。

### 温室効果ガス削減への取り組み強化

CO<sub>2</sub> 排出量削減目標を設定し、グループ全体で削減に向けた取り組みを強化しております。

#### 【CO<sub>2</sub> 排出量削減目標】

国内事業所における2030年度のCO<sub>2</sub> 排出量を2013年度比30%以上削減する。

#### 【当社グループのCO<sub>2</sub> 排出量実績】

2019年度：17,999 t CO<sub>2</sub>（2013年度比▲22.8%）

### S D G s の達成に向けた取り組み

当社グループにおける、S D G s の達成に向けた主な取り組みは以下のとおりです。

#### <事業を通じた主な取り組み>

- 新事業の発掘・創出（創業・第二創業に向けた支援等）
- 地域企業の経営課題発掘と解決支援（事業承継、事業再生支援、S D G s コンサルティング等）
- 地域企業の成長・生産性向上支援（先導的人材マッチング事業を活用した経営人材・副業人材の紹介等）
- ジェロントロジーの知見を活かした取り組み（高齢者・家族の生活サポート・資産承継対応等）
- 金融リテラシー向上に向けた取り組み（金融教育・セミナーの開催等） 等

#### <企業市民としての主な取り組み>

- ダイバーシティ推進（女性活躍促進、働き方改革等）
- 環境保全活動の実施（常陽ふるさとの森づくり／あしぎんの森づくり等） 等

(※1) T C F D：気候変動リスクにかかる影響を分析・開示する国際的な枠組みである「気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」の略です。

## 環境・社会に配慮した投融資方針

当社グループは、再生可能エネルギー関連融資などの気候変動リスクを低減する取り組みや、環境保全に向けた取り組みなど、持続可能な環境・社会の実現に向けたお客さまの取り組みを積極的に支援してまいります。

一方、環境・社会に大きな影響を与える可能性が高い特定のセクターに対する投融資については、以下に基づき適切に対応することで、環境・社会への影響の低減・回避に取り組んでまいります。

### ① 石炭火力発電事業

新設の石炭火力発電所向け投融資は、原則として取り組みません。

(ただし、例外的に取り組みを検討していく場合は、国際的なガイドライン等<sup>\*1</sup>を参考に、発電効率性能や環境への影響、地域社会への影響等、個別案件ごとの背景や特性等に十分注意のうえ、慎重に対応します)

### ② 森林伐採事業

国際認証 (F S C<sup>\*2</sup>、P E F C<sup>\*3</sup>) の取得状況や環境に対する配慮、地域社会とのトラブル発生状況等に十分注意のうえ、慎重に対応します。

### ③ パーム油農園開発事業

国際認証 (R S P O<sup>\*4</sup>) の取得状況や環境に対する配慮、地域社会とのトラブル発生状況等に十分注意のうえ、慎重に対応します。

### ④ クラスタ弾製造事業

クラスタ弾の非人道性を踏まえ、クラスタ弾の製造を行っている企業に対する投融資は、資金使途に関わらず取り組みません。

### ⑤ 人権侵害・強制労働等

国際的な人権基準<sup>\*5</sup>の主旨に反する児童労働や強制労働など、人権侵害が行われている事業への投融資は取り組みません。

以 上

\*1 経済協力開発機構 (O E C D) が制定する公的輸出信用アレンジメント等。

\*2 森林管理協議会。環境保全の観点から適切で社会的な利益にかなない、経済的にも継続可能な森林管理を理念とする国際的な森林認証制度を運営する非営利団体。

\*3 森林認証プログラム。世界の森林の85%をカバーする「持続可能な森林経営のための政府間プロセス」をベースに各国で個別に制定された森林認証制度の審査およびそれら制度間の相互認証を推進するための国際統括組織。

\*4 持続可能なパーム油のための円卓会議。持続可能なパーム油の生産と利用を促進する世界的に信頼される認証基準の策定を図る組織。

\*5 世界人権宣言、ビジネスと人権に関する指導原則等。

## ■ (ご参考) めぶきフィナンシャルグループのコーポレート・ガバナンス

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの責任ある経営体制の確立と業務の健全かつ適切な運営を確保し、株主、お客さま、従業員、地域社会等すべてのステークホルダーからの高い信頼の獲得と企業価値向上の実現を目指し、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

- 1 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- 2 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、ステークホルダーと適切に協働する。
- 3 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- 4 取締役会の透明、公正かつ迅速・果敢な意思決定機能と独立社外取締役の活用による取締役会の業務執行の監督機能の実効性を確保する。
- 5 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた株主との建設的な対話に努める。

### 政策保有株式の保有および議決権に関する基本方針

政策保有株式の保有および議決権に関する基本方針につきましては、当社ホームページにて公表しております「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の第7条（政策保有株式の保有および議決権に関する基本方針）に規定しておりますので、ご参照ください。

※当社「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」のURL  
<https://www.mebuki-fg.co.jp/company/governance/governance.html>



#### ○政策保有株式の銘柄数と残高の削減への取り組み状況

政策保有株式を保有している子銀行では、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、経済合理性等の検証のもと、政策保有株式の銘柄数と残高の削減に取り組んでおります。なお、売却にあたっては、取引先企業との十分な対話を行っております。

政策保有株式（上場）	2018/3末	2019/3末	2020/3末	2021/3末	前年度末比
銘柄数	225	221	204	184	▲20
簿価残高（億円）	1,238	1,191	1,068	920	▲147

なお、連結の自己資本の額（連結自己資本比率を計算する上での自己資本の額）に対する政策保有株式残高の比率は、13.7%から11.7%に低下しました。





# 株主総会会場ご案内図

会 場

常陽銀行 本店8階会議室

茨城県水戸市南町二丁目5番5号 電話：029（231）2151（代表）



## 交通アクセス

●JR水戸駅北口より徒歩約9分

※駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

## <新型コロナウイルス等の感染予防に関するお知らせ>

多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。事前に郵送やスマートフォン等のインターネットで議決権の行使をいただくこともできますので、当日は感染回避のためご来場の自粛をご検討ください。また、ご出席の株主さまは、マスク着用などご自身及び周囲への感染予防の配慮をお願いします。今後の状況により本総会の開催・運営に関して大きな変化が生じる場合は、下記ウェブサイトでお知らせします。内容を随時更新しますので、ご来場前に必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。  
<https://www.mebuki-fg.co.jp/shareholder/stock/generalmeeting.html>